

# 広報あじす

お知らせ版



AJISU

1982

No.124

3/20

広報あじす 毎月5日 発行

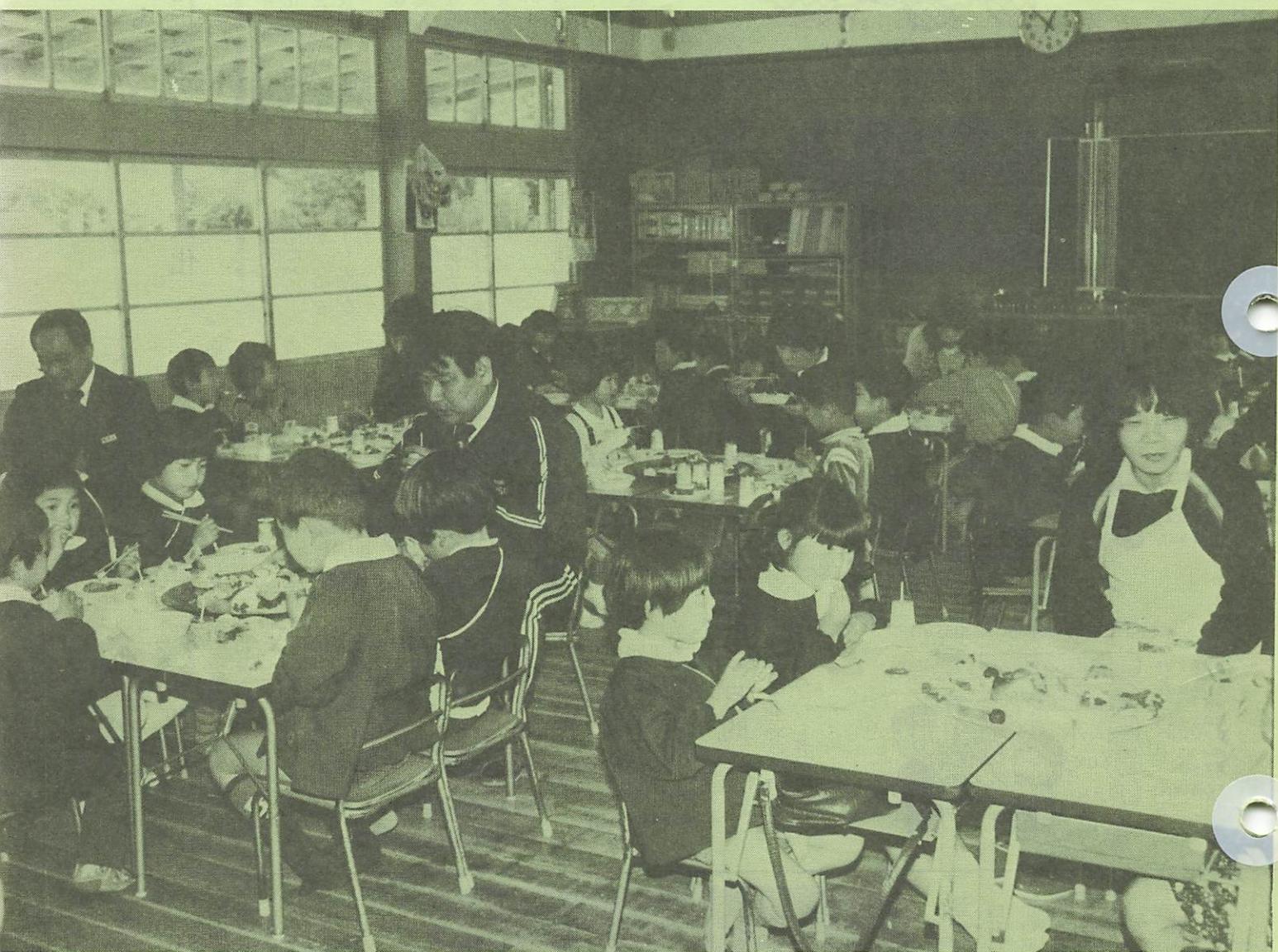
お知らせ版 每月20日 発行

山口県吉敷郡阿知須町

発行 阿知須町役場

電話 4111番代 754-12

印刷 よしの印刷株式会社



## 楽しいひととき さびしさもちょっぴり 保育園でのお別れ会

三月は卒業シーズン。あちこちでお別れの行事がありますがここ町立岩倉保育園でも三月九日、年長組を送るお別れ会がありました。

当保育園は月組（年長組）星組（年中組）花組（年少組）があり、四十五人の園児が通園。当日は、園長のあいさつの後会食パーティー。先生手作りのお料理をパクつきながらワイワイ、ガヤガヤと大変なにぎやかさ。年長組はちょっぴりさびしそうに見えましたが、食事のあとは、歌や遊戯を元気いっぱい発表しました。

最後に年長組が年下のお友だちに「みなさんお世話になりました。月組さん、星組さんになつても頑張ってくださいね」とあいさつ。これにこたえて園児は「おにいさん、おねえさんお世話になりました。学校に行つても頑張ってください」と、お互いにお別れの言葉をかわし、一年間の思い出のスライドを見賞しました。

卒園のみなさん、一年生になつても頑張りましょう。（写真は楽しい会食パーティー）

たばこは町内で買いましょう。（たばこ消費税は阿知須町に入ります）

## 青少年はいま・・・・・

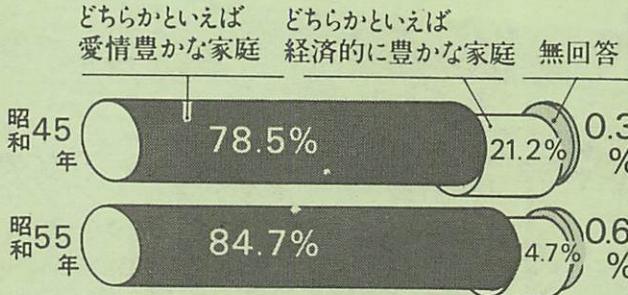
### 白書にみる意識の変化

今日言われている青少年の非行問題は、社会環境の変化が少なからず青少年の生活や意識と行動にさまざまな影響を及ぼしています。

子どもを持つすべての親、そして社会が真剣にその解決を図らなければならぬ重要な課題となっています。そのためには、ます、現在の青少年が社会や家庭・職場などについてどのように

な意識を持っているのか、また、その意識がこの十年間にどのような変化をしているか、などをよく知ることが何よりも大事なことです。

このほど、総理府が発刊した「昭和五十六年版青少年白書」から、青少年の意識の変化を身近な問題としてとりあげてみましょう。



### 家庭観

家庭生活を送る上で、経済的

な豊かさよりも愛情の豊かさを大切にする者がやや増えている。

**就職することの意義(大学生)**

人間として働くことは当然	8.7%
経済的な基盤を作るため	20.9%
自己の能力を試したい	29.3%
働くことによる社会的使命を感じる	43.2%
その他・無回答	39.2%

**就職する目的(高校生、昭和55年)**

生活費を得る	50.1%
能力や個性を伸ばす	28.4%
組織を通して社会に貢献する	13.6%
趣味・レジャー	7.0%
資金を得る	0.9%
その他・無回答	0.9%

**就職することの意義・目的**

大学生についてみると、就職して自分の能力を試したい等、積極的な意義を見出す者の割合が減り、経済的な基盤を作るた

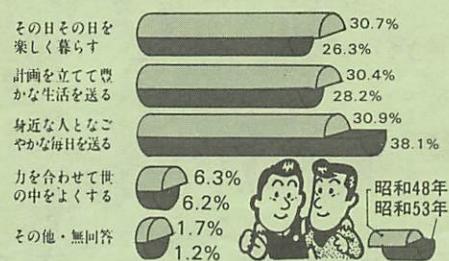
め等、就職を生活の手段または義務と考えている者が増えてい

### 生活信条

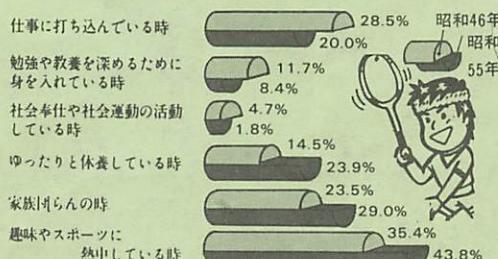
自分を取り巻く周囲の人たちとの協調性に重きを置いた情緒的に安定した生活を求めている

青少年が増加。

### 青少年の生活信条(20~24歳)



### 生きがいを感じる時(20~24歳)



### 生きがい

仕事や勉強、社会奉仕などを通しての自己実現よりも、余暇活動などに生きがいを見ている。

い出している青少年が増えて

いる。

### 要望・意見等は“ご意見箱”へ

町商工会が町内四か所に設置

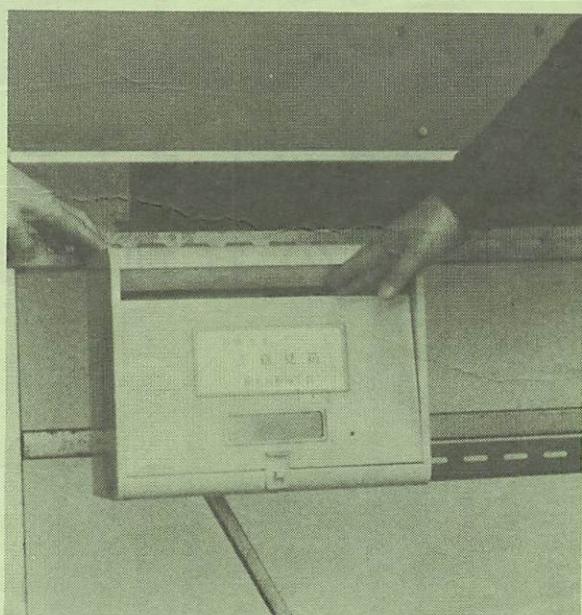
町商工会ではこのほど、阿知須駅、バス停、魚市場、クーポン引替所(中村公民館)の四か所に“お客様ご意見箱”を設けました。

これは、消費者の意見を聞き取ることでサービス向上につとめようとするものですが、このほど行われた

町商工会では、「どんなことで会席上で意見等もとり入れて早速、設置したもので

いたい」と望んでいます。

(写真は設置された意見箱)



### 登記の無料相談

四月一日は「表示登記の日」

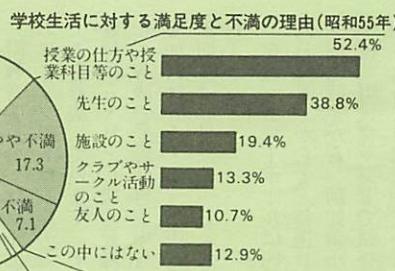
山口県土地家屋調査士会では四月一日の「表示登記の日」に表示に関する無料登記相談を行います。どなたでも気楽にご相談ください。

▽日時 四月一日(木)  
午前九時～午後三時

詳しくは、山口県土地家屋調査士会(電話山口②五九七五)へお問い合わせください。

## △学校生活△

現在、通っている学校に満足している者が全体の四分の三にまで増えている。一方、不満の内容としては、授業の仕方や先生のことをあげる者が目立つ。なお、施設、クラブ、友人等についての不満は少なくなっている。



## 家出少年の防止を

三月十六日から一ヶ月間は  
発見保護強化月間

青少年にとって春は、卒業、進学、就職、春休みなど期待と抱負に満ちてゐる反面、精神的な動搖も激しく、家出する者がふえる時節でもあります。

昨年中、山口県下で九百六十人の家出少年が保護されていますが、そのうち百五十六人が三月四月に家出しています。

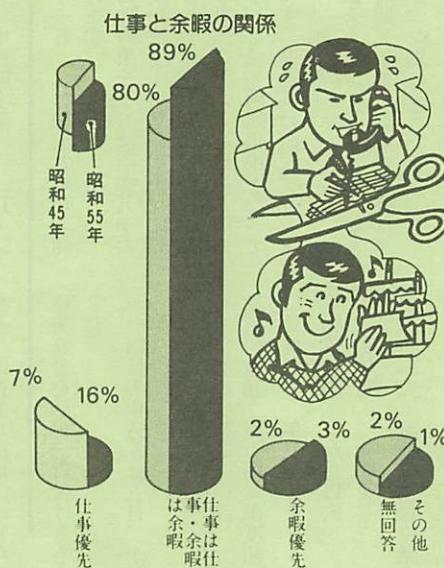
少年の家出をなくすためには  
①聞く、話す、心のかよ家庭  
をつくる②子どもの立場になつて物事を考える③子どもの能力

やまぐちもありますので、気軽にご利用ください。  
※ヤングテレフォンやまぐち  
(電話山口(25)五一五〇)

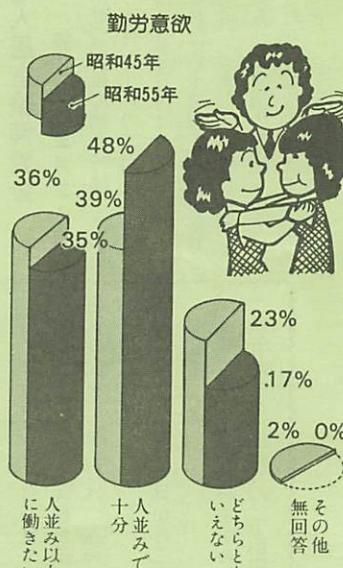


## △余暇△

「仕事は仕事、余暇は余暇」

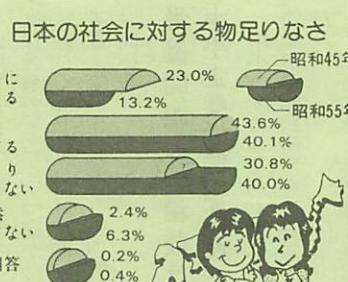


と割り切った上で余暇にも力を入れる青少年が増えている。



## △社会に対する物足りなさ△

社会に対する物足りなさを感じる者が減っており、逆に感じない物の方が増えている。これは社会に対して不満を持つものが減っている証でしょう。



## △勤労意欲△

新入社員についてみると、人がほほ横ばいなのに比べ、人並みで十分という意識を持つ者が増えている。

## 春の交通安全健民運動

4月6日～4月15日

### △スローガン△

“ゆずり合う 心のゆとりと 思いやり”

### ●自転車の安全利用

### ●自動二輪・原付自転車の事故防止

### ●安全運転の確保・無謀運転の防止

申告もれの人は  
期限後申告を

所得税の確定申告は三月十五日で終りましたが、申告をした後「あそこは間違っていたな」と間違いに気付いた人はこれからでも正しい申告に直すことができます。

◎税額を少なく計算していたとき、所得や税額の計算を間違えて確定申告をしたため、納めた税額が少なすぎたり、還付を受けた税額が多すぎたりときは「修正申告」を。

◎確定申告をして納めた税額が多すぎたり、還付を受けた税額が少なすぎたときは「更正の請求」をすることになります。

詳しく述べて、町税務課か山口税務署へお問い合わせください。

ます。この請求の申告期間は一年間で、来年の三月十五日までとなっています。

◎確定申告を忘れていたとき、確定申告をしなければならない人が、申告を忘れていたときは、申告期限後でも確定申告(期限後申告)をすることができます。期限後申告は、税務署の調査を受けた後に行うと加算税の面で不利になりますので、早目に申告を。

